

企画競争説明書

業務名称：モザンビーク国サイクロン・イダイ被災地域強靱化プロジェクト（ファスト・トラック制度適用案件）

案件番号：19a00350

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年8月1日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年8月1日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：モザンビーク国サイクロン・イダイ被災地域強靱化プロジェクト（ファスト・トラック制度適用案件）
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年8月 ～ 2022年9月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

- 具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2019年 8月 8日 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭での質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2019年 8月 9日までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年 8月 15日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
なし
 - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特記仕様書案記載の
 5. (5) 本邦招へい及び本邦研修 100万円×3回=300万円
 5. (9) 広報マテリアル 1,000万円
 5. (11) 3) デジタル地図作成費用 1,000万円
 5. (17) 1) パイロットプロジェクト 2.2億円
 5. (17) 4) 無償資金協力フォローアップ 5,000万円
 5. (19) 生業回復パイロットプロジェクト 1,000万円
 5. (19) 環境社会配慮再委託費 2,000万円

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) MZN 1 = 1.75231 円 (公示当日の朝までに 8 月レートが出たら更新します)
 - b) US\$ 1 = 111.936 円
 - c) EUR 1 = 125.291 円
- 5) その他留意事項
なし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／復旧・復興計画(1)
 - b) 復旧・復興計画(2) /土地利用計画
 - c) ハザード分析
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 22 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点

15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年 8月 20日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- （ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：災害復興、防災に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／復旧・復興計画(1)

➤ 復旧・復興計画(2) /土地利用計画

➤ ハザード分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／復旧・復興計画(1)）】

a) 類似業務経験の分野：災害復興、防災に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

※アフリカ地域における経験があることが望ましい。【業務従事者：担当分野 復旧・復興計画(2) /土地利用計画】

a) 類似業務経験の分野：災害復興、防災、都市計画に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全途上国

c) 語学能力：英語

※アフリカ地域における経験があることが望ましい。

【業務従事者：担当分野 ハザード分析】

a) 類似業務経験の分野：水災害に関するハザード分析に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全途上国

c) 語学能力：評価せず

※アフリカ地域における経験があることが望ましい。

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本件においては応募者によるプレゼンテーションを求めません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／復旧・復興計画(1)</u>	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力	—	(12.00)
ア) 類似業務の経験	—	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(6.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>復旧・復興計画(2) /土地利用計画</u>	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>ハザード分析</u>	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	3.00	

【第3 特記仕様書案】

1. プロジェクトの背景

2019年3月14日の夜から15日にかけてサイクロン・イダイがモザンビーク中部のソファアラ州ベイラ市付近に上陸し、ソファアラ州、ザンベジア州、マニカ州、イニャンバナ州を集中豪雨と強風が襲い、これまでに死者600名以上、負傷者1,600名以上、住宅損傷約24万戸という甚大な被害が生じている（2019年5月20日時点）。その中でも、ソファアラ州ベイラ市は最も被害が大きかった地域の一つであり、学校などの多くの公共施設が損傷し、同地域は大きな損害を受けた。

モザンビーク政府は国家災害対策院（National Institute for Disaster Management：以下、「INGC」）を中心に国際社会の協力を得て捜索救助活動を開始した。その後、サイクロン・イダイ復興局（Post Cyclone Idai Reconstruction Cabinet：以下「PCIRC」）を設立し、公共事業・住宅・水資源省（Ministry of Public Works, Housing and Water Resources：以下「MPWHWR」）を中心に被害状況の把握、復興計画策定にかかるニーズ調査（Post Disaster Needs Assessment、以下「PDNA」）を実施した。同時に、ベイラ市は、オランダ政府、UNHabitat等の支援を受けベイラ市の復興の方向性を示した「ベイラ市復旧復興計画（Beira Municipal Recovery and Resilience Plan：以下「BMRRP」）」を作成した。これら調査等の報告書は、5月31日から6月1日にかけてベイラ市で開催されたドナー会合において公表され、モザンビーク政府は同報告書に基づいて、国際社会に対し復旧・復興支援を要請している。

かかる状況において、JICAは、発災直後に緊急援助物資の供与、国際緊急援助隊を派遣した。また、4月18日から28日にかけてニーズアセスメント調査団を派遣し、被災したベイラ市の被害状況を確認すると共に、関係省庁及び他ドナーと今後の復旧・復興支援にかかる協議を行った。PDNA及びBMRRP等に基づき、モザンビーク政府から我が国に対して、復旧・復興にかかる技術協力の正式要請がなされた。

本事業は、上記を背景として、BMRRPに基づき、モザンビーク政府による各種復興計画の策定支援を行い、「仙台防災枠組2015-2030」にも位置づけられている「より良い復興」（Build Back Better：以下「BBB」）の具現化を図り、より災害に強い社会の形成を目指すものである。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

モザンビークのサイクロン・イダイの被災からの復興にかかる行動計画の策定及びその実施支援等を行うことにより、円滑な復興事業の促進と、より災害に強い社会の形成に寄与する。

(2) 期待される成果（アウトプット）

- ① 災害リスク評価の実施及びハザードマップの作成
- ② ハザードマップを踏まえた BMRRP（対象セクター）に関する行動計画の作成

(3) 対象地域

ソファアラ州ベイラ市（Beira Municipality）（約633km²）

(4) 協力相手先機関

以下の機関を主たるカウンターパート（以下、「C/P」）機関とする。なお、Ministry of State Administration and Public Service及びPost Cyclone Idai

Reconstruction Cabinetが全体の調整の窓口機関である。

- ① サイクロン・イダイ復興局 (Post Cyclone Idai Reconstruction Cabinet : PCIRC)
- ② 行政管理・公共機能省 (Ministry of State Administration and Public Service : MSAPS)
- ③ 公共事業住宅水資源省 (Ministry of Public Works, Housing and Water Resources : MPWHWR)
- ④ 教育人間開発省 (Ministry of Education and Human Development : MEHD)
- ⑤ 保健省 (Ministry of Health : MOH)
- ⑥ 外務協力省 (Ministry of Foreign Affairs and Cooperation : MFAC)
- ⑦ 国家災害対策院 (National Institute for Disaster Management : INGC)
- ⑧ ベイラ市 (Beira Municipality : BM)

(5) **協力期間**

2019年9月～2022年8月 (計36ヵ月)

(6) **調査概要**

アウトプット① 災害リスク評価の実施及びハザードマップの作成

- 1) 被災状況分析
- 2) 痕跡調査等の実施
- 3) サイクロン、高潮、洪水等の自然災害に係るリスク評価
- 4) ハザードマップの作成に係るベイラ市への支援
- 5) ハザードマップの作成に係る参照マニュアルの作成

アウトプット② ハザードマップを踏まえたBMRRPに関する行動計画の作成

- 6) BMRRP 及び関係法規のレビュー
- 7) BMRRP の以下の分野に関する行動計画策定に関する支援
 - 土地利用計画
 - インフラ復旧・復興計画
 - 公共施設復旧・復興計画
 - *パイロットプロジェクトによる公共施設の復旧・復興支援含む
 - 災害時対応計画 (避難計画含む)
 - 生業回復計画、等
- 8) 上記活動を通じた CP の能力強化の実施

3. 業務の目的

モザンビークのサイクロン・イダイの被災からの復興にかかる行動計画の策定及びその実施支援等を行うことにより、円滑な復興事業の促進と、より災害に強い社会の形成に寄与することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、国際約束に基づき実施される開発計画調査型技術協力に関して、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

【業務の全体構成に関する留意事項】

(1) ベイラ市復興行動計画の策定

ベイラ市は、UNHABITAT、UNDP等の協力により、本年6月にBMRRPを策定した（被災前の開発計画はオランダ政府の協力により作成）。同計画は、今後の復興方針・コンセプトを示したもので、今後、具体的な行動計画を策定する必要がある。本プロジェクトは、BMRRPの行動計画の策定及び同プラン実現を支援するものであり、この実施にあたっては、BMRRPの内容に十分に留意すること。

(2) PDNA（Post Disaster Needs Assessment、以下「PDNA」）の留意

復旧・復興に係るニーズを把握するため、ドナーの支援を受けモザンビーク政府自身でPDNAを作成している。PDNAは復旧・復興に係る方針作成及び必要額の算定を主目的としたものであることから、本プロジェクトの実施にあたっては、この内容に十分留意すること。

(3) プロジェクトの実施体制

1) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトの主要なC/P機関は、実施体制（別添1：実施体制図）に示す通りである。PCIRCが中央省庁及び地方政府を取りまとめ、協力全体の調整を担うこととなる。また、BMRRPの行動計画策定にかかる活動は、ベイラ市の各部局と実施する。行動計画の各事業の実施においては、中央省庁がベイラ市に対し、適宜サポートを行う体制となる。具体的には、インフラ計画の実施の際は、MPWHWR、後述する学校再建についてはMEUD、医療学校の再建はMOH等が、中央政府としてベイラ市を支援する。また、モザンビーク政府は、本プロジェクトの取り組みを他地域にも広げることを検討している。そのため、地方自治体を所管するMSAPS並びに災害対策を所掌するINGCに適宜進捗を報告し、本プロジェクトの成果の全国展開も検討すること。

2) 合同調整委員会

本プロジェクトにおいては、必要な意思決定を行う合同調整委員会（Joint Coordinating Committee、以下「JCC」）を設置する予定。JCCの議長はPCIRCの事務局長及びMSAPSの事務次官とし、その他のメンバーは上記2.（4）に記載の省庁等で構成する。プロジェクトの進捗に応じて構成メンバーを変更する必要性が認められる場合は、C/P及びJICAにメンバーの変更を提案し、プロジェクトを円滑に実施するための体制確保に努めること。なお、JCCの開催は半年に一度を想定する。

(4) プロジェクトスケジュール

本プロジェクトのスケジュールは、2019年10月に実施される大統領及び議会の選挙に留意の上、検討すること。また、プロジェクト実施の段階においては、ベイラ市等の関係機関と調整の上、柔軟且つ効率的な調査工程を立案すること。

(5) 本邦招へい及び本邦研修

本プロジェクトでは、日本の災害復旧・復興の現場視察を通じて、復旧・復興

にかかる実施上の課題、教訓などの理解促進を図るため、本邦招へい及び本邦研修を実施する予定だが、プロポーザルにおいてその内容を提案すること。

また、本邦招へいは、プロジェクト開始後早い時期に、モザンビーク政府高官10名程度、10日間招くことを想定する。一方、本邦研修は、実務担当者10名程度、14日間招くことを想定する。本邦招へいは1回、本邦研修は2回(2019年度及び2020年度に1回ずつ)を想定する。これらの詳細(時期、期間、人数、研修内容等)は、業務開始後早期にC/P機関と協議の上確定することとする。

なお、同招へい及び研修は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」に基づき実施する。研修に関する業務は、「受入」、「研修実施」、「研修監理」の3つに分類されるが、受注者は、「研修実施」のみを実施することとし、「受入」及び「研修監理」は、JICAが実施する。

(6) セミナーの実施

サイクロンが多いモザンビークにおいては、MSAPSやINGCは、本プロジェクトの成果を他州へ普及することを要望している。そのため、本プロジェクトにおいては、日本の復興の経験及びプロジェクト成果の共有のため、現地にてセミナーを実施する。セミナーは年1回(合計2回)、開催規模は100名程度を想定する。この実施に当たっては、先方政府機関と協議の上、開催場所、実施規模等を決定すること。

(7) 他ドナーとの連携

関連分野の活動において、ベイラ市は以下の通りドナーから支援を受けている。

- ・ベイラ市マスタープラン(Beira Masterplan 2035) : オランダ政府
- ・BMRRP : UNHABITAT、UNDP、オランダ政府
- ・既存ハザードマップ : GIZ

また、サイクロン・イダイからの復旧・復興に当たっては、世界銀行(World Bank、以下「WB」) 3.5億USD、ヨーロッパ共同体(European Union)が1.0億USD、アフリカ開発銀行(African Development Bank、以下「AfDB」)が、5千万USDの支援を表明している。

かかる状況を踏まえ、本プロジェクトの実施においては、ベイラ市及び関係機関と調整の上、他ドナーに対し広く情報共有すると共に、同行動計画の実施において他ドナーの資金を呼び込むことを検討すること。

(8) 資金協力案件の検討

上記の他ドナーの資金の活用を検討とあわせ、後述するインフラ復旧・復興計画の作成にあたっては、我が国の資金協力案件(有償、無償)としての妥当性の検討を行う。なお、現在、我が国資金協力に係る業務(協力準備調査に相当する業務)は想定していないが、右検討の結果によっては同業務を行う可能性があることに留意する。但し、同業務を行う場合には、その規模・内容によっては契約変更にて対応する予定であるとともに、無償資金協力の場合には本体実施コンサルタントとして推薦する可能性があることにもあわせて留意すること。

(9) 広報マテリアルの作成

本プロジェクトの成果の共有、及び同成果となるBMRRPの行動計画の実施促進のために、効果的な広報マテリアルを作成すること。現状では、パンフレット並びに広報ビデ

オの作成を想定しており、この制作費についてはプロポーザルで1,000万円を計上すること。

【アウトプット①に関する技術的留意事項】

(10) 想定災害の考え方

リスク評価やハザードマップ作成においては、想定災害の設定が必要となる。基本的には、過去最大級のサイクロンであるイダイ上並びに満潮を想定し洪水および高潮に対するリスク評価を行うことを想定するが、プロジェクト開始後早期に過去のサイクロン並びに災害履歴を確認の上、ベイラ市及び関係機関と協議の上、想定災害を確定すること。

(11) ハザードマップの作成

1) ハザードマップ作成の範囲

本プロジェクトでは、高潮及び洪水を対象としたハザードマップの作成を支援する。ハザードマップの作成範囲は、ベイラ市における過去サイクロンの主要な被害地域として210 km²を想定する。なお、これらの対象範囲においては、調査開始時に改めて災害履歴を確認の上、ベイラ市と協議の上決定すること。

2) ベースマップの作成プロセス

現在、INGCの下部機関であるCENOE (National Operational Emergency Centre) は、WFPの支援を受け、ドローンを活用したデジタルフォトマップを作成している。本プロジェクトにおいては、このデータを活用しベースマップを作成することを想定する。なお、現状、CENOEが作成しているデジタルフォトマップを確認した結果、正射補正はなされているものの高さ情報が入力されていない。このことから、デジタル地形図の作成には、再度ドローンを飛ばし高さ情報を取得すると共に、ハザード分析のために等高線（1m間隔を想定）を描画することを想定している。なお、これらの一連の活動は、CENOEと協働して実施することで、同機関の能力強化も目指すこと。

3) プロポーザルにおけるベースマップ作成の考え方

上述の通り、デジタル地形図はCENOEとの協働を想定するが、現段階において、この実施確度は未定であることから、プロポーザルにおいては、デジタル地形図作成費用（購入含む）として1,000万円を計上すること。

4) ハザードマップ作成のプロセス

本プロジェクトでは、既存資料、災害履歴のレビューを実施すると共に、想定災害を踏まえたシミュレーションを実施し、高潮及び洪水に対するハザード評価を実施すること。なお、既存資料としては、GIZの協力によるベイラ市のハザードマップが存在する。しかしながら、サイクロン・イダイによりその大半が紛失したため、現在、再度ベイラ市はGIZからデータの入手を試みている。同データは、対象エリアのハザードやハザードマップのシミュレーション方法を検討するにあたり参考になると思われる。

また、ハザード評価の実施に当たっては、ベイラ市並びに関係機関の能力強化を目指して協働の上実施すること。

【アウトプット②に関する技術的留意事項】

(12) 土地利用計画について

土地利用計画の策定に当たっては、ハザード評価を踏まえオランダ政府支援によるベイラ市マスタープランを活用する計画であるが、モザンビークにおける土地利用計画に関連する法規、条例、またこれらの運用状況を踏まえ、実践的な計画となるよう留意すること。なお、この策定方針については、プロジェクト開始後、ベイラ市をはじめとする関係機関と協議の上、決定すること。

(13) インフラ復旧復興計画

ハザード評価を踏まえたインフラ復旧復興計画の策定支援を行う。この対象インフラは、ベイラ市との協議を踏まえ「防潮堤計画」「排水計画」「道路計画」を想定する。「防潮堤計画」については、高潮対策として必要となる防潮堤の範囲、基本構造（標準断面図等）、整備方針、概算コストの検討を想定する。また、「排水計画」については、内水・外水による被害履歴を踏まえ、排水路ネットワークや調整池の配置、水門・ポンプの必要性、基本構造（標準断面図等）、概算コスト等の基本計画を想定する。「道路計画」については、浸水時の物流網確保を念頭にした幹線道路ネットワークの計画、道路排水、必要幅員、路面高さ、標準断面図、概算コスト等の検討を想定する。

(14) 公共施設復旧復興計画

公共施設復旧復興計画においては、被災時に避難所などで活用される公共施設として学校、医療施設、役場を想定し、配置計画、被災時に担うべき役割と有すべき機能（トイレ、給水、宿泊等）の検討を行う。

(15) 災害時対応計画（避難計画含む）

サイクロン・イダイにおいては、数日前から上陸が予想されていたものの、災害時の対応計画がなかったことから、有効な避難等がなされなかった。かかる状況を踏まえ、サイクロン上陸時における災害時対応計画（避難計画含む）の作成支援を行う。この策定に当たっては、サイクロンに対する避難方針、各地域における避難場所の検討、避難所が担うべき役割、必要となる機能等について検討を行う。その上で、サイクロン上陸の数日前から、ベイラ市の各部署、コミュニティ、市民などそれぞれのアクターが、どのタイミングでどのような行動をすべきか整理する。

(16) BMRRP の行動計画の策定における戦略的環境アセスメントの実施支援

BMRRPの行動計画の策定に当たり、将来における防潮堤、排水路、道路等のインフラ再建や建設、土地利用の変更や再開発に伴う用地取得及び住民移転の必要性とその規模、自然環境・生活環境への負の影響の有無とその規模を確認する。本プロジェクトでは、戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Assessment：SEA）の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討を行い、その結果を土地利用計画及びインフラ復旧復興計画に反映させる。SEAの実施は先方政府側が実施するものを、コンサルタントが支援する。

SEAの実施に当たっては、各代替案のIEEレベルでの環境社会影響の予測評価や想定される用地取得・住民移転の実施可能性等を踏まえること。また、各インフ

ラの再建・整備の計画の具体性やスケジュールを踏まえて合理的な範囲内でステークホルダー協議及び住民協議を行い、その結果をSEAに反映させること。

なお、SEAの実施においては、現地法令及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA環境社会配慮ガイドライン」）に沿って業務を実施する。

なお、プロポーザルにおいては、環境社会配慮の再委託費として2,000万円を計上すること。

(17)パイロットプロジェクト

1) 基本的な考え方

本プロジェクトにおけるパイロットプロジェクトは、BMRRPの行動計画の迅速な実施および、災害に強いまちづくりのモデルを提示するため、被災時の避難所としての活用が期待される公共施設の強靱化を行う。対象施設は、下記に示す「無償資金協力のフォローアップ」を除き、3施設（学校であれば3校）程度を想定し、予算規模としては約2.2億円を想定する。なお、この対象3施設の内1あるいは2施設は、調査開始後速やかに実施し、現場での復興の成果を目に見える形で示し、C/P機関のモチベーションの向上を狙うことに留意する。

2) 選定基準

パイロットプロジェクトは、被災した公共施設の再建、強靱化を実施する。この対象公共施設の選定基準については、以下のクライテリアに沿って選定する計画である。

- ① 災害リスクを考慮した立地条件（高潮及び洪水のリスクが比較的低い地点）
- ② 裨益者の人数（生徒数等）
- ③ 地域コミュニティとの関係（サイクロン・イダイ被災時の避難者数等）
- ④ 強靱化に向けた補修・補強が可能な公共施設（主要構造部の強度等）

なお、詳細な選定基準については、ベイラ市が説明責任および透明性確保できるよう留意の上、ベイラ市及び関係機関と協議の上決定する。また、原則として、JICA環境社会配慮ガイドライン上の環境カテゴリCに該当する事業を選定する。

3) 想定するパイロットプロジェクト

パイロットプロジェクトの一つとして、海岸線から一定程度内陸部に位置し、サイクロン・イダイ上陸時に震災を免れ、ベイラ市内で生徒数が最も多く、被災時の避難者数も多かったMacruno小学校の強靱化を想定する。また、被災時における同校の役割について、先方関係機関及び地域コミュニティと整理の上、トイレ、給水施設などの整備計画についても検討する。

4) 無償資金協力のフォローアップ

サイクロン・イダイを受け、ベイラ市では、無償資金協力「保健人材養成機関施設及び機材拡充計画」（2010年完工）で建設した施設等の屋根が損壊した。かかる状況を踏まえ、本プロジェクトにおいては、無償資金協力のフォローアップとして以下を行う。これらの予算規模は、0.5億円を想定し、プロポーザルにおいて計上すること。

- ① 無償資金協力で整備した施設における損壊原因の分析
- ② 屋根部の応急処置（トタン屋根を想定）
- ③ 上記パイロットプロジェクトに加え、被災した施設の復旧を行い、ICS ベイラの機能回復を目指す

5) パイロットプロジェクトの実施プロセス

パイロットプロジェクトの実施において、迅速な実施のため、受注者自身が実施することを想定する。また、この設計に当たっては、現地企業でも十分実施可能な技術であることに留意しつつ受注者が実施する。施工は、現地企業に発注することを想定するが、この調達に当たっては、JICAの「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月版）」等の関連ガイドライン並びに現地の調達規則を踏まえ実施する。なお、確実かつ適正な施工のために、受注者は必要な施工監理要員を配置すること。

(18) 強靱化した施設を活用した災害に強い地域社会づくりの提案

Macurungo小学校を含むパイロットプロジェクトを通じて強靱化を図る施設においては、地域コミュニティと共に、災害に強い地域社会づくりに取り組む。具体的には、地域コミュニティにおける対象施設の位置づけを確認した上で以下の取り組みを実施する。

- 1) 地域コミュニティと共に地域コミュニティの避難計画を策定し、同校並びに地域コミュニティに対して防災教育を実施する
- 2) サイクロン・イダイ後に被災地で広域にわたりコレラ等が蔓延したことを踏まえ、同校並びに地域コミュニティに対して公衆衛生教育等を実施する

なお、これらの実施手順や体制については、現地関係者と協議し決定する。また、実施に当たっては、必要に応じて現地NGO等を備上し実施することを検討する。

(19) 生業回復計画

サイクロン・イダイの被災を受け、零細漁業に従事していた沿岸部の住民や農業従事者等、生活の糧を失った市民を多い。このような市民を対象に、ベイラ市と共に生業回復計画を検討する。なお、現段階では、BMRRPの行動計画としてベイラ市が実施する生業回復計画の策定支援のみを想定するが、有望なプロジェクトが確認された場合は、パイロットプロジェクトの実施について、JICAと検討する。

プロポーザルにおいては、パイロットプロジェクトとして1,000万円を計上すること。

(20) 民間連携

本プロジェクト終了後の持続的な発展のために、民間企業の巻き込みについては積極的に検討する。特に本邦民間企業の技術等が活用できる可能性がある場合には、民間連携の提案等を行うこと。

【プロジェクト運営実施上の留意事項】

(21) 各活動の連携・調整に配慮した業務実施体制の確立

本プロジェクトでは、複数のセクターを対象とすること、かつ災害からの復旧・復興に際して絶えず状況が変化することが想定されることから、一貫性のある業務を実施することが求められる。受注者は各活動の連携・調整に十分配慮すること。

(22) 関係機関及び他の関係者との密接なコミュニケーションの確保

復旧・復興に際してはモザンビーク側の中央や地方の多数の関係機関が関わることとなる。これら関係機関間で、密に情報共有や報告を行い、各機関の方針に一貫性を持たせることが復旧・復興をスムーズに進めるに当たって非常に重要となる。震災後刻一刻と状況が変化していることから、モザンビーク側関係機関とは日々のコミュニケーションを良好に保ち、常に調整を図りながら業務を進めること。

(23) 復旧・復興活動への柔軟な対応

災害からの復旧・復興に際しては、現場では絶えず状況が変化し、課題・問題が移り変わっていくものと考えられる。そのため、現場での変化に対して常にアンテナを張り、柔軟な対応を実施していくこと。

(24) 現地事情を熟知した人材の活用

モザンビーク政府の動向の正確な把握、現地でのネットワーク形成、本プロジェクト終了後の継続的な活動、現地での雇用確保への貢献、地方におけるコミュニティの現状把握等のため、現地人材やモザンビーク語を話せる人材の活用を極力図るものとする。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。

【各アウトプット共通事項】

(1) 既存関連計画／情報資料の収集、分析、評価、本プロジェクトの枠組みの策定

日本国内で入手可能な以下の事項を含む資料・情報を整理し、本プロジェクト実施に関する基本方針、方法、項目と内容、手順、工程、協議方法等を検討する。

- 1) モザンビーク政府各機関の役割、活動内容
- 2) 社会・経済状況、自然状況、関連法規・制度の概要（都市計画関連法制度、社会基盤に関する設計・施工基準、建築基準、環境社会配慮手続き、環境関連法制度、等）
- 3) サイクロン・イダイ及びその復旧・復興に関する関連情報
 - ① PDNA
 - ② BMRRP
 - ③ 他ドナーによる復旧・復興事業の情報
 - ④ その他関連情報等
- 4) 国連他、各支援機関の活動状況

(2) 現状調査及び分析

- ① 被害状況の確認（インフラ、公共施設、民間施設などの被害状況の確認）
- ② 被災者の最新の生活環境の確認（避難所状況、移転候補地検討の進捗状況及び移転計画、避難者と各施設数及び位置、運営状況等）

- ③ 地形情報、地盤高データ、土地利用状況、降雨量、潮汐・海面水位データ、気象水文データ等の情報の入手
- ④ 過去のサイクロン、高潮、洪水等の自然災害の発生地域及び規模の確認
- ⑤ 国連等の各支援機関による緊急復旧・復興事業の進捗の把握
- ⑥ 最新治安情報の把握と調査対象範囲の検討

(3) 本邦招へい及び本邦研修の実施

上記5.(5)に記載の通り、本邦招へい及び本邦研修を実施する。

本邦招へいは、モザンビーク政府高官を対象にプロジェクト開始後速やかに(2019年11月頃を想定)に実施する。また、本邦研修は、ベイラ市をはじめとする関係機関の実務担当者を対象に2019年度、2020年度1回ずつ(計2回)実施することとする。

【アウトプット①：災害リスク評価の実施及びハザードマップの作成】

(4) デジタル地形図の作成

2. (11)に記載の通り、WFPの支援を受け、CENOEはドローンを活用しベイラ市のデジタルフォトマップを作成しており、モザンビーク政府はこれを用いたハザードマップの作成を要望している。かかる状況を踏まえ、本プロジェクトでは同デジタルフォトマップを活用し、ハザードマップとして活用できるデジタル地形図を作成する。

なお、CENORによると、同デジタルフォトマップは、正射変換等の補正を行っているとのことだが、本プロジェクトでは、これらの地図をレビューの上、必要があれば補正を行った上で、1m間隔の等高線の描画を含む縮尺1/5,000のベースマップ(オルソフォトマップ)を想定する。

ベースマップの具体的な仕様や作成範囲等についてはベイラ市やINGC、CENOR等とも協議を行い決定する。

(5) 痕跡調査等を通じた被災状況分析

サイクロン・イダイによる被害状況を把握するため、痕跡調査を実施する。特に、高潮・洪水・強風等による、社会基盤インフラ(防潮堤、排水路、道路、電線等)の状況、公共施設(役場、学校、医療機関など)の被災状況や、がれき処理・被災建物の撤去等の状況について確認する。また、被災住民の移転や、基幹産業等に係る状況等の被害状況について情報収集及び分析を行う。

(6) 想定災害規模の検討

既存データ(地形情報、地盤高データ、土地利用状況、降雨量、潮汐・海面水位データ、気象水文データ等)、及び過去のサイクロンの規模を踏まえ、ハザード分析を行う想定災害規模を検討する。その上で、PCIRC、INGC、ベイラ市と協議を行い、ハザード分析の条件を決定する。

(7) 高潮及び洪水等に係る災害リスク評価

高潮及び洪水に関するハザード分析を行う。この分析においては、上記(7)で整理した想定災害を踏まえ、対象地域の崖錐および内水浸水解析を行い、高潮及

び洪水にかかるハザード評価を実施する。

(8) ハザードマップの作成に係る支援

対象地域におけるハザードマップ（高潮、洪水）の作成に係るベイラ市及び関係機関への支援を行う。

(9) ハザードマップの作成に係る参照マニュアルの作成

今次災害への対応の知見及び経験が将来の災害の際に適切に活用されるよう、ハザードマップの作成方法・プロセス等を記載した参照マニュアルを、モザンビーク側の関係機関と密に意見交換を行いながら作成する。

【アウトプット②：ハザードマップを踏まえたBMRRP（対象セクター）に関する行動計画の作成】

(10) BMRRP 及び関連する法規のレビュー

BMRRPの内容、法的根拠等をベイラ市と共にレビューする。特に、BMRRPは、発災後にドナーを中心に約2か月という短期間で作成されており、ベイラ市自身が内容を十分理解できていない可能性も否定できないことから、これらのレビューはベイラ市担当職員の理解促進も併せて行う。

(11) ハザードマップを踏まえた BMRRP における土地利用計画の策定支援

BMRRPでは土地利用計画のイメージ図が掲載されているが、アウトプット①で整理した災害リスク評価及びハザードマップを踏まえ、BMRRPにおける土地利用計画の策定支援を行う。この対象範囲は、ベイラ市マスタープラン及び過去の災害履歴を踏まえ、ベイラ市と事前に確認を行う。また、土地利用計画の検討に際しては、現状の土地利用状況を踏まえ、現実的かつ住民に受け入れられる計画とするよう留意すると共に、この土地利用計画の運用に関する助言・提言を行う。

(12) ハザードマップを踏まえた BMRRP におけるインフラ復旧復興計画策定における対象セクターの決定

サイクロン・イダイを踏まえたインフラ復旧復興計画の策定において、本プロジェクトで対象セクターとするセクターを決定する。現時点では、(a)防潮堤計画、(b)排水計画、(c)道路計画としているが、対象セクターについて、ベイラ市及び関係機関と協議を行い確定する。

(13) 対象セクターの被害状況及び復興に係るニーズの分析

対象セクターの今次災害による被害状況及び復興に係るニーズを、関係機関へのヒアリング、被害発生箇所での現地調査等により把握の上、分析する。

(14) 対象とするインフラセクターの設計・施工に係る法令、ガイドライン、マニュアル等のレビュー

対象セクターのインフラを再建、整備する際に参照される法令、ガイドライン、マニュアル等を先方政府から入手し、確認・分析する。特にサイクロン等の災害への強靭性という観点で、想定災害に耐えうる内容であるかについて検証を行う。

- (15) **ハザードマップを踏まえた BMRRP におけるインフラ復旧復興計画策定支援**
対象セクターにおいて、災害リスク評価を踏まえたBMRRPにおけるインフラ復旧復興計画の策定支援を行う。
- (16) **公共施設の被害状況及び復興に係るニーズの分析**
公共施設における今次災害による被害状況及び復興に係るニーズを、関係機関へのヒアリング、被害発生箇所での現地調査等により把握の上、分析する。
- (17) **公共施設の設計・施工に係る法令、ガイドライン、マニュアル等のレビュー**
被災した公共施設を再建、整備する際に参照される法令、ガイドライン、マニュアル等を先方政府から入手し、確認・分析する。特にサイクロン等の災害への強靱性という観点で、想定災害に耐えうる内容であるかについて検証を行う
- (18) **ハザードマップを踏まえた BMRRP における公共施設復旧復興計画策定支援**
サイクロン・イダイにおいては学校を始めとした公共施設が避難所として活用されていたことが確認されている。一方、海岸近くの低地地域に公共施設が点在しており高潮時の浸水を心配する声も現地では聞こえる。かかる状況を踏まえ、災害リスク評価を踏まえたBMRRPにおける公共施設復旧復興計画の策定支援を行う。具体的には、災害時の公共施設（学校、医療施設、役所など）の果たすべき役割を整理の上、公共施設の配置計画を検討する。また、災害時に一時避難所として活用されることが想定される施設については、有すべき給水能力やトイレ数などについても検討すること。
- (19) **災害時対応計画（避難計画含む）策定支援**
サイクロンは事前に上陸が予想されるが、サイクロン・イダイの発災時は、ベイラ市では事前の具体的な対応が分からず明確な指示を出すことができなかった。この経験を踏まえ、ベイラ市及びコミュニティがサイクロン上陸時にとるべき対応を整理する災害時対応計画（避難計画含む）の策定支援を行う。また、災害リスク評価を踏まえ、ベイラ市の避難方針（避難場所、手段、経路等）の検討を行う。
- (20) **BMRRP における生業回復に関する計画策定支援**
ベイラ市では、漁業及び農業が主要産業であったが、サイクロン・イダイの被災を受けて、沿岸地域の漁業従事者及び農業従事者等が避難民として移転を余儀なくされている。かかる状況を踏まえ、ベイラ市の産業に関する現状調査、また避難民などの被災者の状況、ニーズ調査を実施する。また、その結果を踏まえ、生業回復の方策についてベイラ市及び関係機関と検討を行う。
- (21) **戦略的環境アセスメントの考え方に基づく環境社会配慮調査の実施**
本プロジェクトはJICA環境社会配慮ガイドライン上、環境カテゴリBに分類されていることから、戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社

会的側面の影響を含む比較検討を行う。主な調査項目は以下の通り。

- ① 本プロジェクトの下で作成される土地利用計画、インフラ復旧・復興計画、公共施設復旧・復興計画に関する基本コンセプト等の目的・目標の環境社会配慮面からの検討
- ② 諸制約のなかで、本プロジェクトの下で作成される諸計画等の目的を達成するための代替案の検討（プロジェクトを実施しない場合の案を含む）
- ③ 本プロジェクトの下で作成される諸計画等の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- ④ スコーピング（上記諸計画等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ⑤ ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、自然保護・文化遺産保護区域、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- ⑥ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境社会配慮（環境影響評価、用地取得・住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - イ) モザンビークでの過去の類似案件における環境社会配慮文書やその実績（モニタリング結果や報告書等）（他ドナーによる支援事業を含む）
 - ウ) JICA 環境社会配慮ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - エ) 関係機関の概要
- ⑦ IEE レベルの調査に基づく影響の予測（環境社会影響のみならず、用地取得及び住民移転の有無・規模・対応方針案の検討を含む）
- ⑧ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ⑨ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑩ モニタリング方法の検討
- ⑪ ステークホルダー会合の開催（実施目的、開催時期、開催場所、参加者、参加者数、内容、開催手法等の検討）
- ⑫ （必要に応じて、環境カテゴリ B になる場合）パイロット事業の環境社会配慮調査（重要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成）

(22) 土地利用計画、インフラ復旧復興計画、公共施設復旧復興計画、避難計画、生業回復計画の策定に係る参照資料の作成

今次災害への対応の知見及び経験が将来の災害の際に適切に活用されるよう、災害リスク評価を踏まえた、土地利用計画、インフラ復旧復興計画、公共施設復旧復興計画、避難計画、生業回復計画の作成方法・プロセス等を記載した参照資料を作成する。本参照資料は、ベイラ市以外の地域における計画立案に活用されることから、ベイラ市のみならずMSAPSをはじめとするモザンビークの関係機関と密に意見交換を行いながら作成すること。

(23) パイロットプロジェクトの選定クライテリアの策定支援

BMRRPの実施促進及び迅速な効果発現に向けて被災した公共施設の強靱化をパイロットプロジェクトで実施する。このパイロットプロジェクトについては、サイクロンなどの災害時に一時避難所として活用される施設として、上記5. (17)に記載のクライテリアを想定するが、プロジェクト開始後に改めてベイラ市や関係省庁とクライテリアについて協議を行い最終化する。

(24)パイロットプロジェクトの選定

1) パイロットプロジェクト

パイロットプロジェクトは、上記6. (23)のクライテリア、及びBMRRPとの整合性、迅速性、技術的な妥当性を考慮の上、JICA、ベイラ市、及び関係機関との協議を踏まえ選定する。対象施設の規模については、プロジェクト実施期間内に工事が完了し、適切な品質及び維持管理体制の構築が確保されるものであることを条件とする。また、施設設計及び工期設定については、雨期・乾期の影響についても配慮する。また、パイロットプロジェクトの選定に当たっては、原則JICA環境社会配慮ガイドライン上の環境カテゴリCであるもののみを対象とすることとし、特に用地取得・住民移転を伴うものやIEEの作成及び環境許認可の取得が必要となるようなプロジェクトは対象としない。

なお、現状において、上記クライテリア及びベイラ市等の関係機関からの要望を踏まえ、マクルンゴ小学校を対象とすることを想定している。これに加え、合計3施設程度を選定することを想定する。

2) 無償資金協力のフォローアップ

上記5. (17) 4)に記載の通り、上記のパイロットプロジェクトに加え、無償資金協力のフォローアップとして、屋根が損壊した無償資金協力「保健人材養成機関施設及び機材拡充計画」（2010年完工）で建設した施設等の再建も、フォローアッププロジェクトの一環として実施する。

(25)パイロットプロジェクトの実施

1) パイロットプロジェクト

選定されたパイロットプロジェクト実施に当たっては、その詳細な内容及び手続等についてはベイラ市及び関係機関と十分に協議をしながら決定し、その実施の支援を行う。

① 実施手順

パイロットプロジェクトの選定から実施にかけての具体的な実施手順は以下を想定する。

- ア) 対象施設に関する関連法規、瑕疵担保責任にかかる法令並びに商習慣、設計基準に関するレビュー
- イ) 公共構造物の強靱化に向けた設計条件の整理
- ウ) 対象施設（公立小学校等）に関し標準設計図等が存在する場合は、同設計基準が設計基準を満たすか検証
- エ) 調達事情の調査
- オ) パイロットプロジェクトの選定
- カ) パイロットプロジェクトの詳細検討（再建計画、設計、積算）
- キ) パイロットプロジェクトの公示及び業者選定
- ク) パイロットプロジェクトの実施及び実施監理

② 関係者の役割分担

1施設当りの事業規模を踏まえ、1コンポーネントまたは同種工事の複数サイトの一括発注などの適切な契約ロット分けを検討する。受注者が契約主体となることを基本とするが、各事業の内容・規模等に応じてJICAと協議して契約主体を決定することとし、1件当りの事業規模が過大となるなど、JICAが直接建設業者等と契約することが適切な場合には、受注者は施設整備計画の策

定、入札図書の作成、入札支援、契約支援、着工確認、施工監理、竣工検査、完工までの一連の業務において、JICAを支援する。

2) 無償資金協力のフォローアップにおける損壊の原因分析

屋根が損壊した無償資金協力「保健人材養成機関施設及び機材拡充計画」(2010年完工)で建設した施設等の再建を実施するにあたっては、サイクロン・イダイで損壊した原因分析を行い、その結果をJICAに報告すること。

(26) 既存の法令、ガイドライン、マニュアル等の改善に係る関係省庁及び機関への支援

将来の更なる災害に備え、既存の法令、ガイドライン、マニュアル等を改善するための提言を取りまとめ、実際の反映に向けた先方政府との協議・調整を行う。

(27) パイロットプロジェクトのコミュニティにおける避難計画の策定、及び公衆衛生教育の実施支援

1) 避難計画の策定

パイロットプロジェクトの対象施設においては、利用者(学校であれば先生や生徒)及び地域コミュニティとともに避難計画の策定を実施する。また、同避難計画が地域コミュニティ自身のもとなるように、ワークショップ(防災教育含む)や避難訓練等の実施の支援を行う。

2) 公衆衛生教育の実施

サイクロン・イダイ発災後は、現地の衛生環境が大幅に悪化したことから、コレラ及びマラリアなどが蔓延した。かかる状況を踏まえ、パイロットプロジェクトの対象施設において、公衆衛生教育の実施を行う。この実施に当たってはWHO等の国際機関公衆衛生の教育パッケージ等を参考に効率的に実施する。

(28) パイロットプロジェクトの瑕疵検査の実施

パイロットプロジェクト完工の1年後に契約書に基づき瑕疵検査を実施する。瑕疵検査の結果をモザンビーク政府関係機関並びにJICAに報告する。また、この結果を踏まえ、必要に応じて施工業者に指導等を行う。

【各種レポートの提出】

(29) インセプションレポートの作成・協議

本業務の実施方針、作業計画及び実施体制等を取りまとめ、インセプションレポートを作成し、JICAに説明した上で承認を得る。上記を経た上で、第一回JCCを開催し、モザンビーク政府に対してインセプションレポートを基に業務計画の説明・協議を行い、内容について合意を得る。

(30) プロGRESSレポートの作成・協議

インセプションレポート以降の各種調査・分析結果、災害リスク評価及びハザードマップの作成支援の結果、を含むプロジェクトの進捗等について、PROGRESSレポートとして取りまとめ、JICAに説明した上で承認を得る。上記を経た上で、第二回JCCを開催し、モザンビーク政府に対してPROGRESSレポートを基に活動の進捗や課題、以降の実施方針等の説明・協議を行い、内容について合意を得る。

(31) **インテリムレポートの作成・協議**

プログレスレポート以降の業務結果をインテリムレポートとして取りまとめ、JICAに説明した上で承認を得る。上記を経た上で、第三回JCCを開催し、モザンビーク政府に対してインテリムレポートを基に活動の進捗や課題、以降の実施方針等の説明・協議を行い、内容について合意を得る。

(32) **ドラフトファイナルレポートの作成・協議**

すべての活動成果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめ、JICAに説明した上で承認を得る。上記を経た上で、第四回JCCを開催し、モザンビーク政府に対してドラフトファイナルレポートを基に活動成果や残された課題及びそれに対する提言等の説明・協議を行い、内容について合意を得る。

(33) **ファイナルレポートの作成・協議**

ドラフトファイナルレポートに対するモザンビーク政府からのコメントを踏まえ、加筆・修正を加え、JICAの確認を得た後に、ファイナルレポートとしてJICAに提出する。

(34) **積極的な広報活動**

本業務にかかる広報活動を日本国内外向けに積極的に行う。具体的には、プロジェクトのHPへの定期的な記事掲載、SNSなどを活用した定期的な情報発信、現地メディアの活用など。また、本業務2年目以降、広報用ビデオを作成し、現地及び日本国内での広報用資料として活用する。

【その他】

7. 報告書等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における中間報告書は、ファイナルレポートとし、最終報告書は、瑕疵検査報告書とする。なお、最終報告書の提出期限は2022年8月12日とする。

各報告書のモザンビーク側関係機関への説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、各報告書の内容についてJICAから修正の指示があった場合は、モザンビーク側関係機関への説明・協議前に対応すること。モザンビーク側への報告書の配布部数はR/Dで合意済みであるが、部数の変更が必要となる場合は、モザンビーク側C/P機関及びJICAに相談の上で調整する。

① **インセプションレポート**

記載事項：業務の基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、要員計画等

提出時期：2019年9月

部 数：英語版10部（うち、モザンビーク政府へ5部）、ポルトガル語版20部（うち、モザンビーク政府に19部）、日本語版10部

電子データ：上記報告書のPDF（CD-R 2枚（うち、モザンビーク政府へ1枚））

② **プログレスレポート**

記載事項：提出までの活動結果

提出時期：2020年3月

部数：英語版10部（うち、モザンビーク政府へ5部）、ポルトガル語版20部（うち、モザンビーク政府に19部）、日本語版10部

電子データ：上記報告書のPDF（CD-R 2枚（うち、モザンビーク政府へ1枚））

③ インテリムレポート

記載事項：インテリムレポート提出後の活動を中心に提出までの活動結果

提出時期：2020年9月

部数：英語版10部（うち、モザンビーク政府へ5部）、ポルトガル語版20部（うち、モザンビーク政府に19部）、日本語版10部

電子データ：上記報告書のPDF（CD-R 2枚（うち、モザンビーク政府へ1枚））

④ ドラフトファイナルレポート

記載事項：プロジェクトの全体成果（案）（技術移転結果含む）

提出時期：2021年4月

部数：英語版10部（うち、モザンビーク政府へ5部）、ポルトガル語版20部（うち、モザンビーク政府に19部）、日本語版10部

電子データ：上記報告書のPDF（CD-R 2枚（うち、モザンビーク政府へ1枚））

⑤ ファイナルレポート

記載事項：プロジェクトの全体成果（技術移転結果含む）

提出時期：2021年5月

部数：英語版10部（うち、モザンビーク政府へ5部）、ポルトガル語版20部（うち、モザンビーク政府に19部）、日本語版10部

電子データ：上記報告書のPDF（CD-R 2枚（うち、モザンビーク政府へ1枚））

⑥ 瑕疵検査報告書

記載事項：パイロットプロジェクトに係る瑕疵検査結果

提出時期：2022年8月

部数：英語版3部（うち、モザンビーク政府へ2部）、ポルトガル語版5部（うち、モザンビーク政府に4部）、日本語版要約3部

電子データ：上記報告書のPDF（CD-R 2枚（うち、モザンビーク政府へ1枚））

(2) 報告書作成に係る留意事項

① 報告書の仕様

ファイナルレポートのみ製本とし、その他の報告書は原則として簡易製本とする。また、報告書の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。

② 報告書の形式・説明

ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等、略語等の統一性と整合性を確保すること。加えて、専門性の高い用語を用いる場合には、適宜補注等で説明を行うこと。

イ) 必要に応じ、図表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。

ウ) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。加えて、インセプションレポートを

除く各報告書の巻頭には10ページ程度に取りまとめた要約を含めること。
エ) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるように工夫すること。

(3) その他の報告書類

① 議事録

モザンビーク側関係機関との調整会議、各報告書の説明・協議については、議事録(M/M)を作成し、JICAに5日程度のうちに提出する。特にJCCの議事録については、モザンビーク側関係機関の確認を求め、署名を得た上で提出する。

また、JICA及び受注者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても、5日程度の内に議事録を作成し、JICAに提出する。JICAモザンビーク事務所における打合せについても同様とする。

② 業務計画書

業務開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部数：日本語版3部(簡易製本)、電子データ(様式指定なし)

③ プロジェクト活動業務報告書

記載事項：JICAの規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告

提出時期：翌月10日まで

部数：日本語版2部(様式指定なし)

④ 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは、電子データにて整理し、プロジェクト終了時にJICAに提出する。なお、項目毎に整理した、収集資料リストについては、月次の報告と同じタイミングでJICAに提出する。

⑤ 調査用資機材等取得明細表

JICAの指定する様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時(取得のあった年度の業務完了時)にJICAに提出する。

⑥ 広報用資料

プロジェクト概要や成果を簡潔に伝えるパンフレット(A4紙4~8枚程度)、並びに広報用ビデオを作成しJICAに提出する。これらの作成に当たっては、わかりやすいシナリオを整理し、視認性に優れた明瞭な構成・デザインとする。加えて、文書も専門用語を極力使用しない等、理解しやすいものとする。

提出時期：ドラフト・ファイナルレポート提出時

部数：英語版100部、ポルトガル語版300部、日本語版100部、電子データ(PDF)

⑦ デジタル画像集

本プロジェクトを通じて記録した映像・写真をデジタル画像集として編集しJICAに提出する。デジタル画像集には、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの(プロジェクトサイト、被災施設・インフラ及び周辺の状態、地形等)、②類似案件の状況(先方政府、他の支援機関等の実施した関連案件、過去に我が国が実施した案件等)、③現地の生活状況又はボトルネックの現状、等を収めること。また、本プロ

プロジェクト実施後の変化を現況と比較することに用いることや、震災後の復旧・復興のビフォー・アフターを把握することが重要であることを念頭に置き、簡単なキャプションや撮影時の情報（撮影場所、撮影日等）を付した「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付すること。画像集に収録された映像・写真の著作権は成果品の検査合格と同時にJICAに譲渡されるものとし、著作権がJICAに譲渡された部分の利用または改変については、受注者はJICAに対して著作者人格権を行使しないものとする。

提出時期：プログレスレポート提出時及びファイナルレポート提出時

部 数：CD-R 1枚

（デジタル映像・画像100枚程度（画像はjpegファイル形式））

⑧ 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、技術移転の結果、策定された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、契約履行期間内にJICAに提出する。

記載事項：

ア) ファイナルレポートの概要

イ) 活動内容（調査）：調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

ウ) 活動内容と結果（技術移転）：現地におけるセミナー・研修・OJT、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動と結果について記述

エ) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、現地活動体制等）

オ) 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

カ) 策定した計画の具体化に向けての提案

キ) 添付資料

(a) 業務フローチャート

(b) 業務人月表

(c) 研修員受入れ実績

(d) 調査用資機材実績（引渡リスト、受領書（写）含む）

(e) 会議記録等

(f) 収集資料リスト

(g) その他調査活動実績

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：日本語版3部（簡易製本）、電子データ（PDF）

⑨ 概略事業費（無償）積算内訳書

部 数：日本語版2部

⑩ その他

上記の提出物の他に、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務の工程

2019年9月上旬より業務を開始し、2021年4月にドラフトファイナルレポートを提出し、2021年5月にファイナルレポートを作成・提出する。2021年8月以降、2022年8月まではパイロットプロジェクトの瑕疵担保期間とする。

2. 業務の工程

(1) 業務量の目安

合計 : 約75.00MM

(2) 業務従事者の構成 (案)

- ア) 業務主任者／復旧・復興計画(1) (2号)
- イ) 復旧・復興計画(2) /土地利用計画 (3号)
- ウ) デジタル地形図/GIS
- エ) ハザード分析 (4号)
- オ) インフラ復旧・復興計画 (高潮対策)
- カ) インフラ復旧・復興計画 (排水)
- キ) インフラ復旧・復興計画 (道路)
- ク) 公共施設復旧・復興計画
- ケ) 災害時対応計画
- コ) 生業回復支援
- サ) 環境社会配慮
- シ) パイロットプロジェクト設計・積算(1)
- ス) パイロットプロジェクト設計・積算(2)
- セ) パイロットプロジェクト施工管理(1)
- ソ) パイロットプロジェクト施工管理(2)
- タ) 業務調整/研修

3. 相手国の便宜供与

2019年8月署名予定のR/Dに基づくものとする。なお、コンサルタントの執務室については、ベイラ市役所のオフィス内に確保予定であるが、スペースは広くないため、別途執務室の確保が必要と考える。そのため、同オフィスの確保は契約に含める。

4. 配布／貸与資料

(1) ウェブサイトでの公開資料

- Mozambique Cyclone IDAI Post Disaster Needs Assessment (PDNA)

<https://www.undp.org/content/undp/en/home/librarypage/crisis-prevention-and-recovery/mozambique-cyclone-idai-post-disaster-needs-assessment--pdna-dna.html>

(2) 配布資料

以下の資料は下に示すGIGAPODにおいてダウンロード可能。

- Beira Municipal Recovery and Resilience Plan (BMRRP)
- Reducing vulnerability to extreme hydro-meteorological hazard in Mozambique after Cyclone IDAI
- Safer Schools -Developing Guidelines on School Safety and Resilient School Building Code

<https://jica.gigapod.jp/ga0e6cac7d75bf1d42fd5024b5e90febf88e80912>

ゲストID : jica1234、パスワード : 5va90T19

(3) 貸与資料

以下の詳細計画策定調査時収集資料は、JICA社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ (eigge@jica.go.jp) において閲覧可能。

- CENOEによるデジタルフォトマップ (暫定版)

5. 機材の調達

コンサルタントは、プロジェクト実施（先方の能力強化等を含む）に必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。ただし、必要経費については、便宜的に 1,000 万円を上限として、本見積りに計上すること。

機材の調達に当たっては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に従うこと。また、本契約に基づき本邦で調達した機材、もしくは本邦又は機材使用国以外の第三国で調達した機材を外国に持ち出す（輸出する）場合は、「JICA輸出管理ガイドライン（業務受託者向け）（2017年6月）」に依ること。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・ デジタル地形図の作成（CENOEによるデジタルフォトマップへの等高線（1m間隔）作成等を想定）
- ・ 環境社会配慮調査
- ・ 広報用資料（プロジェクト広報ビデオ、パンフレット、展示用ポスターなど）
- ・ 公共施設の復旧・復興支援に係るパイロットプロジェクト（無償資金協力のフォローアップ含む）
- ・ 生業回復にかかるパイロットプロジェクト
- ・ モデル地区（パイロットプロジェクトのコミュニティ）での避難訓練
- ・ モデル地区（パイロットプロジェクトのコミュニティ）での公衆衛生

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者

の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、本経費は本見積にて計上すること。上記以外に再委託による実施が必要な業務があれば、併せてプロポーザルにて理由とともに提案し、必要経費を本見積に計上すること。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 公共施設の復旧・復興支援に係るパイロットプロジェクトの品質管理、瑕疵検査

公共施設の復旧・復興支援に係るパイロットプロジェクト（生業回復に係るパイロットプロジェクトを実施する場合は同様）については、コンサルタントは完工時及び完了時に品質及び成果の確認を行い、JICAに報告すること。パイロットプロジェクトによる施設完工後、本プロジェクト契約期間満了時までの間についてはモニタリング期間とし、必要に応じて現地調査を行い、施設の状態について診断・評価を行う。現地調査を行った場合は、モニタリング調査結果報告書を作成し、JICAに提出する（報告書作成に関しては、今回の見積には含まない）。

なお、JICAへの完工に係る報告以降コンサルタントの責によらない瑕疵が生じた場合は、対応に係る費用に関してJICAが負担することとする。本対応の要否は、JICAとよく相談の上、確認する。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAモザンビーク事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上